［章を加える。］

第二章の三　特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等

（特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）

第二条の三　法第三十一条第四項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。

一　法第三十一条第四項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（法第三十一条第六項に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。）に係る著作物等のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。

二　法第三十一条第四項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第五項第一号の複製に際しその旨を示すこと。

（その他の登録情報）

第二条の四　法第三十一条第四項第一号の文部科学省令で定める情報は、住所とする。

第三章　［略］

第二条の五・第二条の六　［略］

第三章の二　［略］

第二条の七　［略］

第三章　［同上］

第二条の三・第二条の四　［同上］

第三章の二　［同上］

第二条の五　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。

○厚生労働省国土交通省令第一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条第一項、第十七条第二項及び第二十条並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）第三条第一項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

厚生労働大臣　後藤　茂之
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録申請書の記載事項） **第六条**　法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条第一項の認可の有無 九～十三　（略） （契約締結前の書面の交付及び説明） **第二十条**　法第十七条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～五　（略）	（登録申請書の記載事項） **第六条**　法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条の認可の有無 九～十三　（略） （契約締結前の書面の交付及び説明） **第二十条**　法第十七条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～五　（略）